

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本内部監査協会（以下、「本会」という。）の定款第7条の規定に基づき、本会の会員の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 会員の会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 年 100,000 円
- (2) I I A個人会員 年 20,000 円

(納入)

第3条 前条に規定する会費は、指定の方法で1年分を一括納入する。

(入会金)

第4条 正会員の入会金は 30,000 円とする。本会に入会しようとする者は所定の入会申込書と共に入会金を納入しなければならない。

(減免)

第5条 名誉会員は入会金及び会費納入を免除される。
学識経験者にあつては、IIA 個人会員の会費を年 7,000 円とする。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議を経、総会の承認を受けなければ、変更することができない。

附則

1. この規程は、本会設立時の総会の承認により主務官庁の設立許可のあった日から施行する。
2. この規程第3条に規定にかかわらず、既納の日本内部監査協会の会費は、本会の会費に振り替える。
3. 本会設立時に、日本内部監査協会の会費未納入者の会費は、本会が徴収する。